

改定される各施設の使用料一覧

	改定する使用料など	問い合わせ先
上下水道	・水道料金(基本料金、従量料金) ・水道加入金、開発負担金	水道部 ☎364-1415
	下水道の使用料 (基本使用料、従量使用料)	下水道課 ☎364-2193
	漁業集落排水施設の使用料 (基本使用料、超過使用料)	水産振興課 ☎364-2222
	→26年5月検針分(6月徴収分)からの適用です	
病院	市立病院の個室料、各種診断書・証明書 料など	市立病院 ☎364-5521
	→26年4月1日利用分からの適用です	
公共施設	マリゲート塩釜の会議室や業務施設など の利用料金	マリゲート塩釜 ☎361-1500
	塩釜ガス体育館の第1、第2競技場を営利 目的で利用した場合などの料金 ※個人利用の料金は据え置きます	塩釜ガス体育館 ☎362-1010
	→原則26年4月1日利用分からの適用です	

主な改定の例：()内は消費税額

	改定前	改定後
水道料金 税抜3,880円 ※口径20mmで1か月20㎡使用の場合	4,074円 (194円)	4,190円 (310円)
下水道の使用料 税抜3,650円 ※1か月20㎡使用の場合	3,832円 (182円)	3,942円 (292円)
市立病院の個室料 税抜4,000円 ※1日につき	4,200円 (200円)	4,320円 (320円)
マリゲート塩釜の使用料 税抜2,500円 ※マリホール1時間利用の場合	2,625円 (125円)	2,700円 (200円)

本年4月1日から、消費税と地方消費税(以下「消費税」)の税率が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、すべての使用料などについて、消費税率引き上げ分の改定を行うところですが、本市では、現在震災からの復旧・復興期間であることを考慮し、市民生活や地域経済への負担軽減に配慮した改定に留めることを改定の方針にしています。

4月1日からの消費税率の引き上げに伴い 使用料などが変わります



この方針に基づき、水道料金や下水道の使用料、指定管理者が管理する公共施設の利用料金など、国に消費税を納める義務があるものに限定してします(左表を参照)。詳しくは、左表の担当課または各施設にお問い合わせください。

☎364-1111 (内線263)
問 財政課行政改革係

愛犬の登録と予防注射も

生後91日以上の飼い犬は、自治体への登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。



集合注射日程と会場

実施日	時間帯	会場
4月21日(月)	10:00~11:15	保健センター
	13:00~13:40	杉の入公園
	14:00~14:30	青葉ヶ丘公園
4月22日(火)	9:30~10:20	中の島児童公園
	10:50~11:15	新浜町集会所
	13:00~14:30	塩釜ガス体育館
4月23日(水)	9:30~10:00	松陽台集会所
	10:30~11:00	清水沢第2公園
	13:00~14:00	千賀の台集会所
4月24日(木)	9:30~11:00	市役所駐車場
	13:50~14:20	浦戸ブルーセンター
4月25日(金)	10:00~11:15	月見ヶ丘霊園駐車場
	13:00~14:00	法務局隣地市有地
5月25日(日)	10:00~12:00	市役所駐車場

費用

未登録犬 6,020円 (登録・注射・注射済票)

登録済犬 3,020円 (注射・注射済票)

動物病院の証明証がある接種済犬 550円
(注射済票)

*平成26年度も中の島公園が使用不可能なため、中の島児童公園での開催になります



☎ 市民安全課市民生活係 ☎364-1111 (内線244・248)

子ども医療費助成の外来分を 小学校6年生まで拡大します

市では、平成26年4月から、さらなる子育て支援を目的として、外来分の医療費助成対象を小学校6年生まで拡大します。



医療費助成対象

	現行	平成26年4月から
外来	小学校3年生まで	小学校6年生まで
入院	中学校3年生まで	変更なし(現行のとおり)

※平成26年4月から小学校4年生~6年生に進級するお子さんで、子ども医療費助成を受給中の方については、3月中に新しい受給者証(ピンク色)を郵送してします。平成26年4月以降は現在のもので差し替えの上、ご利用ください。

※すでに子ども医療費助成制度に登録されている方の申請は不要です。まだ申請のお済みでない方は、保険年金課医療係窓口で新規登録の申請を行ってください。

また、所得の審査があり、保護者の所得が一定以上の場合には受給の対象とならないことがあります。あらかじめご了承ください。

☎ 保険年金課医療係 ☎364-1111 (内線223・275)